

令和 7 年度来訪者受入環境整備事業
実施要領

1. 目的・概要

生産者等のさらなる 6 次産業化の取組を推進するとともに、ガストロノミーツーリズムの展開に資する観光・滞在コンテンツの増加を促すため、来訪者の受入れに向けた環境整備を実施する者に対して、その整備に要する費用の一部を補助する。

2. 補助対象者

町内に住所を有する農業経営体または漁業経営体

3. 補助対象メニュー

別表を参照のこと。

4. 補助率等

補助対象経費の 1 / 2 以内とする。

※ 最大 20 万円を上限とする。

※ 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

4. 周知の方法

ホームページへの掲載及び生産者等に周知。

5. 募集期間

令和 7 年 10 月末日を締切日とする。

※ 申請額が予算額を満たさなかった場合、追加募集を行う可能性があります。

6. 事業完了日

令和 8 年 1 月 31 日まで

7. その他

- ・予算の範囲内で交付決定を行うため要望額に満たない場合があります。
- ・必要に応じて関係書類の提出や現地調査等を行う場合があります。
- ・虚偽の申請や補助金を他の用途に使用した場合等は、町長は補助金の交付を取消し、返還を命ずることができます。
- ・補助事業により取得した財産は、町長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはなりません。ただし、内閣総理大臣が定める補助財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りではありません。
- ・農地において整備を実施する場合は、必ず余市町農業委員会（0135-21-2135）に事前確認をおこなったうえで事業申請を行ってください。